

## 独立行政法人統計センターの平成20年度業務実績評価結果の主要な反映状況

### 1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、総務省独立行政法人評価委員会による平成20年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	---

### 2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	平成20年度業務実績評価における主な指摘事項	平成21及び22年度の運営、予算への反映状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表</li> <li>・受託製表</li> <li>・統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理</li> </ul>	(製表結果の品質の部分の数値化) ・統計データは社会にとって重要な情報であり、その品質を維持することも統計センターの大きな使命であると考えられる。また、迅速かつ正確な製表業務を実施しつつ、投入量を削減していくことには一定の限界があると考えられ、今後は、効率化を目指すとともに、統計品質の改善に向けて、委託元から提示される基準に基づいて、製表業務をどれだけ迅速かつ正確に行ったかといった、製表結果の品質の部分について数値化して評価することが望まれる。	・委託元府省に対し、統計センターが行った平成21年度の製表業務に対する満足度調査を実施した。具体的には、委託元府省が定める基準に基づいた処理方法、製表結果の納期、結果精度、業務への取組姿勢等について、委託元府省にアンケートを実施し、製表業務に対する満足度把握に努めた。 なお、アンケート結果は、「満足」が98.7%、「おおむね満足」が1.1%、「どちらともいえない」が0.2%となっている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般からの委託に応じた統計の作成等</li> <li>・統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理</li> </ul>	(統計データの二次利用の周知・広報) ・平成21年度から開始される統計データの二次利用については、積極的に周知・広報を行い、ニーズも把握した上で、利用者の利便性に資する仕組みを設けていくことが望まれる。	・公的統計の二次利用の普及・啓発を図るため、統計センターホームページに公的統計の二次利用サービスに係る情報を掲載しているほか、日本人口学会第61回大会（平成21年6月）、統計関連学会連合大会（平成21年9月）及び日本統計学会春季大会（平成22年3月）等において、公的統計の二次利用制度とその利用手続について広報を行った。また、平成22年6月に、大学の研究者等を対象に、公的統計の二次利用に係る説明会を開催した。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約の見直し</li> </ul>	(契約の規程類) ・契約の規程類については、「独立行政法人における契約の適正化」のとおり措置していない規程があり、今後措置することが望まれる。	・「独立行政法人における契約の適正化」に基づき、平成21年10月に総合評価落札方式に関する条項の追加及び包括的随意契約条項の廃止等、会計規程及び契約事務取扱要領を改正し調達手続きの明確化を図り、新しい規程類に基づき、業務を実施している。